木更津市地産地消推進店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 地場農林水産物等を積極的に取扱う市内小売店及び飲食店を木更津市地産 地消推進店(以下「推進店」という。)として認定し、地産地消の取り組みを市民 に周知することで、地場農林水産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、 その生産と消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地場農林水産物等は、次に掲げる生産物の総称をいう。
 - ア 農林産物 千葉県内で生産、収穫されたもの
 - イ 水産物 千葉県内で水揚げされたもの
 - ウ 畜産物 千葉県内で飼育されたもの
 - エ 加工品 アからウで定義する農林産物、水産物及び畜産物を主な原材 料として加工されたもの
 - (2) 小売店 市内に所在するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直 売所等をいう。
- (3)飲食店 市内に所在するホテル、旅館、すし店、レストラン、居酒屋等をいう。

(認定申請)

- 第3条 推進店の認証を受けようとする小売店及び飲食店(以下「申請者」という。) は、認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 認定申請の締切は、6月末及び12月末とする。

(認定基準)

第4条 推進店の認定基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(認定及びグレード付与)

- 第5条 市長は、申請者が認定基準を満たすと認めたときは、地場農林水産物等の 産地区分に応じた別表第2に定めるグレードを付して、推進店として認定するも のとする。
- 2 市長は、認定の可否について、申請者に対し認定結果通知書(別記第2号様式) により通知するものとする。
- 3 市長は、推進店として認定した申請者に対して認定証を交付し、販売促進資材 を提供又は貸与するものとする。

(認定証の掲示及び広報)

- 第6条 推進店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、小売店に おいては地場農林水産物等を積極的に販売、PRし、飲食店においては積極的に 活用、PRすること。
- 2 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ、市広報紙等を利用し、広く市民等に周知するものとする。

(デザインの使用)

- 第7条 推進店は認定を受けた店舗であることをPRするために、店頭や店舗ホームページ、チラシ、ポスター等に販売促進資材であるステッカー等のデザインを表示することができる。
- 2 デザインの使用方法等については、別に定める。

(認定の有効期間)

- 第8条 認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、認定した年度から起算して3か年度とする。
- 2 認定期間は、第 12 条の規定による認定の辞退がない限り自動的に更新されるものとし、認定証の交付はしないものとする。

(調査)

第9条 市長は、推進店に対し認定基準を満たしているか随時調査することができる。

(認定等の変更)

第10条 推進店は、認定又はグレードに関する事項に変更が生じたときは、速やか に認定変更申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 推進店は、認定期間内における毎年度の活動実績を実績報告書(別記第4号様式)により、毎年度末に市長に提出するものとする。

(認定の辞退)

第12条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき、または認定を辞退するときは、認定辞退届(別記第5号様式)により市長に届け出るとともに、認定証及び販売促進資材を返還するものとする。

(認定の取り消し)

第 13 条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取り消し を行うことができる。

- (1) 営業を終了したとき
- (2) 認定基準に該当しなくなったとき
- (3) 認定の辞退の申出があったとき
- (4) 第11条の規定による実績の報告がなされないとき
- (5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(別記第 6号様式)により、その旨を通知しなければならない。
- 3 認定を取り消された推進店は、速やかに認定証及び販売促進資材を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項ついては別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

別表第1(第4条関係)

1 共通事項

- (1)地産地消の推進に協力し、地場農林水産物等を積極的に販売、宣伝する意欲があること。
- (2) 市民等に分かりやすく地場農林水産物等の産地表示をしていること。
- (3) 推進店であることを市ホームページや広報紙等で紹介されることを承諾すること。
- (4) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。
- (5) 市内に事業所等があること。

2 個別事項

小売店	地場農林水産物等の販売及び掲示物があり、その期間が概ね6か月以
	上であること。
飲食店	提供する料理に地場産農林水産物等を通年で1品以上使用し、その旨
	を記載した掲示物を店内又は店頭に掲示していること。

別表第2(第5条関係)

産地区分	グレード
木更津市(有機農産物)	***
木更津市	***
君津地域	**
千葉県の区域	*